

見附市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 7 年 7 月 2 日

見附市選挙管理委員会
委員長 佐野 眞砂子

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項又は第 75 条第 1 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数を、地方自治法第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 30 項の規定によりここに告示する。

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 653 人

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 11 項又は第 5 条第 15 項の規定による合併協議会設置の請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 30 項の規定によりここに告示する。

選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 5,441 人

地方自治法第 76 条第 1 項又は第 80 条第 1 項又は第 81 条第 1 項又は第 86 条第 1 項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を、地方自治法第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 2 項の規定によりここに告示する。

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 10,882 人